

V 入学料減免・授業料減免

留学生を除く学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度により支援対象となった学生は、入学料や授業料が減免され、支援区分に応じて日本学生支援機構より奨学金が給付されます。

この支援制度に基づく入学料減免を希望する方は、下記要領をご確認のうえ、必ず入学手続き期間中に申請手続きをしてください。 ※申請書は本資料3ページ目に添付しております。

今回の申請を行うことにより、入学料の減免申請と入学年度の第1学期の授業料減免申請を同時に行うことができます。

※この支援制度に基づく入学料減免・授業料減免を希望する方は、日本学生支援機構の給付奨学金への申請手続きも必要です。(多子世帯で、入学料減免・授業料減免のみ対象となっている方含む。)

(1) 申請の対象者 (留学生を除く学部学生)

日本学生支援機構給付奨学金(原則、返還不要の奨学金)の予約採用申請者・採用候補者・申請予定者

※日本学生支援機構貸与奨学金(第1種、第2種※返還が必要な奨学金)のみを利用予定の方は対象外となります。

但し、日本学生支援機構の貸与奨学金のみ予約申請していたが、入学後に給付奨学金を申請予定の方は対象になります。

★本制度の対象か否かは日本学生支援機構のサイトから確認できます。

支給額等が試算できるので必ず申請前に家族と確認してください。

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※申請資格等、不明な場合は学生支援課にお問い合わせください。



(2) 申請書の入手方法

申請書等の入手方法は、以下から選択してください。

- ① 本資料3・4ページ目をダウンロード・両面印刷する。
- ② 学生支援課の授業料減免窓口で申請書を受け取る。

(3) 提出書類 ※申請書を提出する方は、入学料を振り込まないでください。

その他の入学手続き書類と本申請書類を提出することで、入学手続きを行うことができます。

※入学料減免を申請する方は、入学料を振り込まないため、入学料払込証明書の提出は不要です。

提出書類	留意事項
大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)	全ての項目に漏れがないよう記入してください。
日本学生支援機構から送付された給付奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」の写し(表面のみ)	届いていない方は、その他の書類のみ同封してください。決定通知が届き次第、提出先まで写しを送付してください。
決定通知用の返信用封筒(長形3号の封筒を新たにご準備ください。)	110円切手を貼り、本人または学資負担者の住所・氏名を封筒の表面に記入してください。

(4) 提出期間

提出書類は、「所定の入学手続き期間内」に、入学手続き書類に同封してください。

(5) 入学料・授業料徴収猶予期間

申請した方は、本学が指示するまでは、入学料・授業料を納付しないよう注意してください。

入学手続き期間内に受理された方については、学内の選考機関の議を経て、学長が許可します。

① 減免申請した方は、許可・不許可の結果がでるまでの間、入学料・授業料の徴収が猶予されます。

② 減免が不許可になった方及び一部減免許可された方は、告知した日から起算して 21 日以内に納付すべき入学料・授業料を納付してください。(選考結果は、7 月下旬に決定予定で、提出いただいた返信用封筒により結果通知を郵送します。なお、結果通知を郵送したことを、KULAS の掲示板でもお知らせします。)

※申請した方で、本学の入学手続き完了後に入学を辞退する場合、入学料減免・授業料減免申請を辞退したものとして、直ちに入学料を納付してください。

(6) 備考

入学料徴収猶予の制度もあります。徴収猶予を申請する方は、合格発表後できるだけ早く問い合わせ先まで相談してください。

【問い合わせ先】

高知大学学務部学生支援課経済支援係
〒780-8520 高知市曙町二丁目 5 番 1 号
TEL : 088-844-8146